

離婚届

令和元年5月7日届出

東京都千代田区長殿

受理令和 第 号	年 月 日	発送令和 第 号	年 月 日
送付令和 第 号	年 月 日	長印	
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票
届出票	届出票	届出票	届出票

(1) 氏名	夫 民事 太郎	妻 民事 花子
生年月日	昭和54年1月1日	昭和55年2月3日
住所	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号	東京都杉並区高円寺北1丁目1番1号
本籍	東京都千代田区丸の内1丁目1番1号	東京都杉並区萩窪1丁目1番1号
(2) 離婚の種別	協議離婚	調停離婚
婚姻前の氏名	夫の父 民事 一郎	妻の父 戸籍 太郎
未成年の子の氏名	妻が親権を行う子	妻が親権を行う子
同居の期間	平成19年1月から	平成31年4月まで
別居する前の住所	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
別居する前の世帯のおもな仕事と	夫の職業	妻の職業
(10) 夫妻の職業	夫 民事 太郎	妻 民事 花子

妻が婚姻前の氏に戻る。

妻が子の親権者となる。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
本籍地でない市区町村役場に提出するときは、2通または3通提出してください（市区町村役場が相当と認めたときは、1通で足りることもあります。）。また、そのさい戸籍謄本1通もあわせて提出してください。
そのほかに必要なもの 調停離婚のとき一調停調書の原本
審判離婚のとき一審判書の原本と確定証明書
和解離婚のとき一和解調書の原本
認諾離婚のとき一認諾調書の原本
判決離婚のとき一判決書の原本と確定証明書

証人	(協議離婚のときだけ必要です)
署名	甲山 健二 印
生年月日	昭和25年6月17日
住所	東京都杉並区宮前1丁目1番10号
本籍	東京都杉並区萩窪1丁目1番1号

□には、あてはまるものに□のようにしるしをつけてください。

今後離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください（この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。）。
同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
□面会交流について取決めをしている。
□まだ決めていない。
・経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
□養育費の分担について取決めをしている。
□まだ決めていない。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。
法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji02_00194.html）にも掲載されています。

※子を母の戸籍に入籍させるには、家庭裁判所の許可を得た上で入籍届を提出する必要があります。